特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第３０１４号
大阪市港区弁天６丁目４番22号
清算株式会社　川口建設株式会社
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙「協定債権額」欄記載の債権額の5.7%の金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務額の免除は、第１文の規定によって新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
北海道伊達市大滝区優徳町64番地15
再生債務者　丸福建設株式会社
代表者代表取締役　阿戸　辰雄
１　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年７月15日から平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部

平成２２年（再）第４号
山形市元木１丁目10番45号　パンションＺＡ　ＯⅢ号館333号室
再生債務者　本間　辰次
１　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月２日から平成22年８月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（再）第１６号
大阪府茨木市横江１丁目11番33号
再生債務者　有限会社大樹
１　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月20日から平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２０年（再）第４号
石川県七尾市和倉町ヨ部96番地
再生債務者　田中　邦義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年５月21日　　金沢地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２号
福井県あわら市柿原第63号85番地１
再生債務者　金津繊維株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年５月21日　　福井地方裁判所

平成２１年（再）第２号
広島県江田島市大柿町小古江1982番地の２
再生債務者　古澤建設工業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年５月20日
広島地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２１年（再）第１２号
札幌市厚別区厚別東１条６丁目２番11号
再生債務者　高橋　修史
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成22年５月21日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２０号
新潟県新潟市西区上新栄町５丁目７番55号
再生債務者　川瀬　浩司
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月２日から平成22年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第２１号
福島県郡山市安積町成田字田向58番地の16
再生債務者　阿部　貴徳
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月24日から平成22年７月１日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再イ）第５８号
埼玉県川越市下赤坂638番地39
再生債務者　橋本　和正
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月25日から平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第８１号
名古屋市港区港栄３丁目２番12号　常光マンション602号
再生債務者　石田　佳子（旧姓水谷）
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月18日から平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１１１号
名古屋市東区芳野３丁目６番28号　ライオンズシティ東白壁202号
再生債務者　松本博明こと　池　　博明
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月18日から平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第３９号
兵庫県宝塚市湯本町９番18―904号
再生債務者　樋口　　健
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月25日から平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再イ）第１６号
山口県下関市南大坪町２番18号
再生債務者　小笹　義典
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月25日から平成22年７月２日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２２年（再ロ）第２号
山口県下関市小月公園町３番６号
再生債務者　西嶋　春雄
１　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月25日から平成22年７月２日まで
山口地方裁判所下関支部再生係